

香川県報



第 30 号

平成 17 年

4月15日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

●香川県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の一部の施行期日
を定める規則 **（障害福祉課）**

告 示

○地方自治法の規定による包括外部監査契約の締結 **（人事・行革課）**

○保安施設地区の指定予定の通知 **（みどり保全課）**

○保安林の指定解除予定の通知 **（二件）** **（二）**

●平成十六年香川県告示第七百九十一号（民生委員の定数）の一部改正 **（健康福祉総務課）**

●平成四年香川県告示第八百二十二号（丸亀市、坂出市、普通寺市、観音寺市
及びさぬき市における民生委員協議会の区域）の一部改正 **（三）**

○香川県証紙の売りさばき人の変更 **（会計課）**

○香川県証紙の売りさばき人の指定の取消し **（三）**

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請 **（県民参画課）**

○落札者等の公示（三件） **（直島環境センター）**

○香川県伝統工芸士の認定の取消し **（経営支援課）**

○香川県伝統的工芸品の指定の解除 **（四）**

○香川県伝統的工芸品の指定内容の変更 **（五）**

○香川県伝統工芸士の認定 **（五）**

○大規模小売店舗立地法第六条五項の規定による公告 **（五）**

選挙管理委員会告示

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報
告（三件） **（六）**

●個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨の報告（二件） **（六）**

○平成十四年香川県選挙管理委員会告示第八十号（政治資金規正法の規定によ
る政治団体の収支等に関する報告書の要旨）の一部訂正

○平成十五年香川県選挙管理委員会告示第九十三号（政治資金規正法の規定に
よる政治団体の収支等に関する報告書の要旨）の一部訂正

規 則

香川県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
をここに公布する。

平成十七年四月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第六十号

香川県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める
規則

香川県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第六十
二号）第二条の規定の施行期日は、平成十七年四月十八日とする。

告 示

●香川県告示第二百六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定によ
り、包括外部監査契約を締結したので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年四月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 包括外部監査契約の期間の始期

平成十七年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用、執務費用及び実費による。ただし、一六、〇六五、〇〇〇円を上限とする金額とする。

- 三 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出があった後に一括して支払うものとする。
- 四 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 大西俊哉
住所 綾歌郡国分寺町新居三三二五番地六

●香川県告示第二百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安施設地区の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成十七年四月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定に係る保安施設地区の所在場所
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
綾歌郡綾上町粉所西字新名尾乙一九〇の一、乙一九一の三
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する町に係る町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 四 指定の有効期間 五年
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び綾上町農林商工課に備え置いて縦覧に供する。）

●香川県告示第二百六十九号

次のとおり保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。
平成十七年四月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 解除に係る保安林の所在場所
三豊郡豊浜町大字箕浦字鳥越甲二四九五の一三
- 二 保安林として指定された目的 魚つき
- 三 解除の理由 道路用地とするため

●香川県告示第二百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成十七年四月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 解除に係る保安林の所在場所
香川郡直島町字風戸三九三九の二、三九四〇の二、字鶴石三九七〇の四、三九七〇の六
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由 指定理由の消滅

●香川県告示第二百七十一号

平成十六年香川県告示第七百九十一号（民生委員の定数）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から適用する。
平成十七年四月十五日

- 「丸 亀 市 香川県知事 真 鍋 武 紀
一五四」を
- 「丸 亀 市 二〇四」に改め、
- 「綾 歌 町 飯 山 町 二四」を削除す
- 「飯 山 町 二六」を削除す

●香川県告示第二百七十二号

平成四年香川県告示第八百二十二号（丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市及びさぬき市における民生委員協議会の区域）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から適用する。

平成十七年四月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表丸亀市の項の最後に次のように加える。

綾歌地区	綾歌町
飯山地区	飯山町

●香川県告示第二百七十三号

香川県証紙条例（昭和三十九年香川県条例第十一号）第五条の香川県証紙の売りさばき人について次のとおり変更した。

平成十七年四月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

住所	氏名（変更前）	氏名（変更後）	売りさばき場所
三豊郡高瀬町大字 下勝間六八〇番地 の三	株式会社 高瀬自動車 学校 代表取締役 眞 鍋典一	株式会社 高瀬自動車 学校 代表取締役 松 田幸一	三豊郡高瀬町大 字下勝間六八〇 番地の三
高松市福岡町二丁 目二番二号	財団法人 消防試験研 究センター 香川県支 部長 今谷祥二	財団法人 消防試験研 究センター 香川県支 部長 多田淨信	高松市福岡町二 丁目二番二号

●香川県告示第二百七十四号

香川県証紙条例（昭和三十九年香川県条例第十一号）第五条の香川県証紙の売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。

平成十七年四月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 取消年月日

平成十七年三月三十一日

二 住所

高松市西の丸町十二番十二号

三 氏名

代表取締役 仲山省三

四 売りさばき場所

高松市サンポート二番一号マリタイムプラザ高松

公 告

●香川県公告第二百四十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年五月三十日まで縦覧に供する。

平成十七年四月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十七年三月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人四国みなとまち倶楽部

高橋 邦夫

高松市中新町二番一号

三 定款に記載された目的

この法人は、香川県民ひいては、四国四県の県民に対して、みなとや海岸の環境保全、みなとまちづくり、みなと文化の振興等に関する事業を行い、みなとや海岸が住民に親しまれる素地を醸成して、そのことを通じて住民の幸せに寄与することを目的とする。

●香川県公告第二百四十七号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。
平成十七年四月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 調達件名及び予定数量 炭酸カルシウム 六、二四〇、〇〇〇キログラム
 - 二 調達方法 購入等
 - 三 契約方式 一般競争入札
 - 四 落札決定日 平成十七年三月二十四日
 - 五 落札者の氏名及び住所 菱光産業株式会社直島営業所 香川郡直島町二五七二一一
 - 六 落札金額 一キログラムあたり二六・〇四円（単価契約）
 - 七 入札公告日 平成十七年一月二十八日
 - 八 落札方式 最低価格
 - 九 担当課 郵便番号七六一―三二一〇 香川郡直島町二六二八一一 香川県直島環境セクター 電話番号〇八七―八九二―二九八一
- 香川県公告第二百四十八号
特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。
なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。
平成十七年四月十五日
- 一 調達件名及び予定数量 炭酸カルシウム 四、六八〇、〇〇〇キログラム
 - 二 調達方法 購入等
 - 三 契約方式 一般競争入札
 - 四 落札決定日 平成十七年三月二十四日
 - 五 落札者の氏名及び住所 菱光産業株式会社直島営業所 香川郡直島町二五七二一一
 - 六 落札金額 一キログラムあたり二二・九九五円（単価契約）
 - 七 入札公告日 平成十七年一月二十八日
 - 八 落札方式 最低価格

九 担当課 郵便番号七六一―三二一〇 香川郡直島町二六二八一一 香川県直島環境セクター 電話番号〇八七―八九二―二九八一

●香川県公告第二百四十九号
特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。
平成十七年四月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 調達件名及び予定数量 生石灰 一、五六〇、〇〇〇キログラム
 - 二 調達方法 購入等
 - 三 契約方式 一般競争入札
 - 四 落札決定日 平成十七年三月二十四日
 - 五 落札者の氏名及び住所 菱光産業株式会社直島営業所 香川郡直島町二五七二一一
 - 六 落札金額 一キログラムあたり二九・〇八五円（単価契約）
 - 七 入札公告日 平成十七年一月二十八日
 - 八 落札方式 最低価格
 - 九 担当課 郵便番号七六一―三二一〇 香川郡直島町二六二八一一 香川県直島環境セクター 電話番号〇八七―八九二―二九八一
- 香川県公告第二百五十号
香川県伝統工芸士認定事業実施要綱第五条の規定により、次の者の香川県伝統工芸士の認定を取り消す。
平成十七年四月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

工芸品名	伝統工芸士名	取消年月日	事由
御 厩 焼	山 田 清 明		死去されたことにより、
庵治産地石製品	岡 田 一 郎		香川県伝統工芸士認定事業実施要綱第二条第二号

讃岐裝飾瓦	藤川 信雄	平成十七年 三月三十日	の要件に該当しなくなつ たため
志度桐下駄	小松 正		
丸亀団扇	茂木 達雄		

●香川県公告第二百五十一号

香川県伝統的工芸品指定要綱第七条の規定により、香川県伝統的工芸品の指定を解除した。

平成十七年四月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

御 厩 焼	工 芸 品 名	解 除 年 月 日
		平成十七年三月三十日

●香川県公告第二百五十二号

香川県伝統的工芸品指定要綱第七条の規定により、香川県伝統的工芸品の指定内容を次のとおり変更した。

平成十七年四月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

伝統的工芸品名	製 造 者 の 氏 名	変 更 年 月 日
	変 更 前	
組手障子	香川県建具組合連合会	平成十七年三月三十日
	協同組合	

●香川県公告第二百五十三号

香川県伝統工芸士認定事業実施要綱第二条の規定により、次の者を香川県伝統工芸士として認定した。

平成十七年四月十五日

氏 名	伝 統 的 工 芸 品 名	認 定 年 月 日
鶴身 政彦	香川漆器	平成十七年三月三十日
溝瀨 清美	庵治産地石製品	
田中 正明	古式畳	

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による廃止の届出があつたので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年四月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 届出の概要
- 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社京屋 徳島県徳島市伊月町三丁目八番地
 - 大規模小売店舗の名称及び所在地
キョーエイ松島店 高松市松島町二丁目七番九号
 - 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
三、四〇二平方メートル
 - 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
 - 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成十七年三月二十七日
- 二 届出年月日
平成十七年四月四日

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第二十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十七年三月十八日その指定を取り消した旨丸亀市選挙管理委員会から報告があった。

平成十七年四月十五日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
丸亀市二軒茶屋総合センター	丸亀市土器町東八丁目五〇一番地
丸亀市金山文化センター	丸亀市川西町南六七九番地一六
丸亀市山根文化センター	丸亀市本島町笠島一〇〇番地二

●香川県選挙管理委員会告示第二十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十七年三月十八日その指定を取り消した旨綾歌町選挙管理委員会から報告があった。

平成十七年四月十五日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
綾歌町農村環境改善センター	綾歌郡綾歌町栗熊西一六三八番地
富熊地区農村研修センター	綾歌郡綾歌町富熊一一九二番地一
岡田地区農村研修センター	綾歌郡綾歌町岡田下五一六番地一
ゆうとぴあ綾歌	綾歌郡綾歌町富熊一四〇九番地三二
綾歌町総合文化会館	綾歌郡綾歌町栗熊西一六八〇番地

●香川県選挙管理委員会告示第二十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十七年三月十八日その指定を取り消した旨飯山町選挙管理委員会から報告があった。

平成十七年四月十五日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
総合保健福祉センター会議研修室	綾歌郡飯山町下法軍寺五八一番地一
飯山総合運動公園体育館サブアリーナ	綾歌郡飯山町東坂元二七二三番地一
飯山町町民武道館	綾歌郡飯山町川原一一二番地一

●香川県選挙管理委員会告示第二十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として、平成十七年三月二十二日次の施設を指定した旨丸亀市選挙管理委員会から報告があった。

平成十七年四月十五日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
丸亀市二軒茶屋総合センター	丸亀市土器町東八丁目五〇一
丸亀市金山文化センター	丸亀市川西町南六七九番地一六
丸亀市山根文化センター	丸亀市本島町笠島一〇〇番地二
丸亀市栗熊研修センター	丸亀市綾歌町栗熊西一六三八番地
丸亀市岡田研修センター	丸亀市綾歌町岡田下五一六番地一
丸亀市富熊研修センター	丸亀市綾歌町富熊一一九二番地一

ゆうとぴあ綾歌	丸亀市綾歌町富熊一四〇九番地三二
丸亀市綾歌総合文化会館	丸亀市綾歌町栗熊西一六八〇番地
飯山武道館	丸亀市飯山町川原一一二番地一
飯山総合運動公園体育館サブアリーナ	丸亀市飯山町東坂元二七二三番地一
飯山総合保健福祉センター会議研修室	丸亀市飯山町下法軍寺五八一番地一

●香川県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党香川県第二選挙区支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十四年香川県選挙管理委員会告示第八十号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正する。

平成十七年四月十五日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

政党の支部の部自由民主党香川県第二選挙区支部のうち7中

「7. 資産等の内訳 な し」を

「7. 資産等の内訳

(建物)

(所在) (床面積)

坂出市 99.00㎡ 3,605,000円

H.7.12.20」に改める。

●香川県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党香川県第二選挙区支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十五年香川県選挙管理委員会告示第九十三号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正する。

平成十七年四月十五日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

政党の支部の部自由民主党香川県第二選挙区支部のうち7中

「7. 資産等の内訳 な し」を

「7. 資産等の内訳

(建物)

(所在) (床面積) (取得の価額) (取得年月日)

坂出市 99.00㎡ 3,605,000円 H.7.12.20」に改める。

●香川県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党香川県第二選挙区支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十六年香川県選挙管理委員会告示第一百七十七号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正する。

平成十七年四月十五日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

政党の支部の部自由民主党香川県第二選挙区支部のうち7中

「7. 資産等の内訳 な し」を

「7. 資産等の内訳

(建物)

(所在) (床面積) (取得の価額) (取得年月日)

坂出市 99.00㎡ 3,605,000円 H.7.12.20」に改める。

平成十七年四月十五日印刷発行

印刷発行所
香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています